

## 第 1 9 1 1 回 埼 玉 県 教 育 委 員 会 定 例 会

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 2 6 日 ( 月 ) 午前 1 0 時 開 会  
午前 1 1 時 1 5 分 終 了
- 2 場 所 埼 玉 県 教 育 局 教 育 委 員 会 室
- 3 出 席 者 高 田 教 育 長、伊 倉 教 育 長 職 務 代 理 者、遠 藤 委 員、石 川 委 員、戸 所 委 員、坂 東 委 員、萩 原 副 教 育 長、佐 藤 教 育 総 務 部 長、日 吉 県 立 学 校 部 長、石 井 市 町 村 支 援 部 長、白 倉 県 立 学 校 人 事 課 長、阿 部 小 中 学 校 人 事 課 長、小 谷 野 生 涯 学 習 推 進 課 長、衛 藤 文 化 資 源 課 長  
栗 原 書 記 長、岩 崎 書 記、原 口 書 記
- 4 会 議 の 主 宰 者 高 田 教 育 長
- 5 会 議
- 高 田 教 育 長 が、7 月 1 1 日 付 け で 教 育 委 員 会 委 員 に 就 任 し た 坂 東 由 紀 委 員 を 紹 介 し た。
  - 高 田 教 育 長 が、地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 の 規 定 に 基 づ き、伊 倉 委 員 を 教 育 長 職 務 代 理 者 に 指 名 し た 旨 報 告 し た。
  - 高 田 教 育 長 が、坂 東 委 員 の 就 任 に 伴 い、埼 玉 県 教 育 委 員 会 会 議 規 則 の 規 定 に 基 づ き、各 委 員 の 議 席 を 指 定 し た。
- (1) 前 回 議 事 録 の 承 認
- 全 出 席 委 員 異 議 な く 本 件 記 載 ど お り 承 認
  - 高 田 教 育 長 が、伊 倉 教 育 長 職 務 代 理 者 を 議 事 録 の 署 名 者 に 指 名 し た。
- (2) 議 事
- 第 5 9 号 議 案 教 育 局 等 の 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 に  
い て 上 程

栗原教育総務部副部長兼総務課長（提案理由、現行訓令の内容、改正の内容及び  
施行期日について説明）

遠藤委員 いずれも非常時であり、柔軟に対応することが大事だと考えますので  
よろしくをお願いします。

高田教育長 知事部局の職員も同様の改正がされるという理解でいいでしょう  
か。

栗原教育総務部副部長兼総務課長 今回、教育局と知事部局と施行期日をそろえ  
て改正をします。

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第60号議案 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

上程

臼倉県立学校人事課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容及び施行期日に  
ついて説明）

高田教育長 3校の分校は、来年度4月1日に開校するため、現段階で規則を改  
正し準備に入るという理解でいいでしょうか。

臼倉県立学校人事課長 そのとおりでございます。

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第61号議案 令和4年度当初教職員人事異動方針について

上程

臼倉県立学校人事課長（提案理由及び基本方針について説明）

伊倉教育長職務代理者 2ページにある転任・転補に「魅力ある学校づくりを  
推進するため」とありますが、地域社会との連携が重要だと思います。地域か  
らの視点から考えると、管理職の同一校の勤続年数は2年では短いと感じます。  
私自身の経験でも、2年だとお互いに分かり合える関係になったところで異動  
になってしまいます。様々な事情があると思いますが、地域との兼ね合いを考  
えると最低3年間は同一校にいてほしいと思います。また、3ページの人事交  
流ですが、これまでも中学校と高等学校の人事交流は十分にされていると思い

ますが、学校訪問をすると高等学校で中学校の教育内容の学び直しをしていることがあります。現状を理解してもらうためにも、学校種間の人事交流をより活性化してほしいと思います。

白倉県立学校人事課長 校長の同一校の勤続年数ですが 現状では2、3年間の異動が多いですが、委員お話のとおり、校長の勤続年数が短いとの意見もあります。そのため、できる限り同一校の長期化を目指していきたいと考えております。また、学校種間の人事交流ですが、学校種間の理解が重要であると思っておりますので人事交流を積極的に行っていきたいと考えております。

遠藤委員 教育基本法第13条では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定しており、学校と地域の連携は校長の職務ですが、学校全体が地域と交流し、校長が異動しても変わらず地域との交流が行えるようお願いしたいと思っております。

白倉県立学校人事課長 学校では、地域との連携を様々な形で行っており、県立学校でも、例えば学校評議員会や学校評価懇話会に自治会長など地域の方々に参加いただいております。また、部活単位で地域との交流も行っており、今後も地域に根ざした学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

石川委員 市町村立小・中学校等の教職員の人事異動ですが、市町村教育委員会の内申の尊重と記載してありますが、市町村立小・中学校の教職員の任命権は、県教育委員会であり、市町村教育委員会の内申を尊重することは当然のことですが、県が主導的な役割を担うことも必要であると思っております。小・中学校の教職員の人事異動は、こういった方針があるのでしょうか。

阿部小中学校人事課長 小・中学校の教職員の人事異動は、市町村教育委員会の内申を尊重し、県は全県的な視野に立って広域の人事異動を行っています。人事異動を決定する当たり、市町村教育委員会の事情や状況等を考慮する部分もありますが、県教育委員会は、全県的な視野に立ちながら教育水準を高めていくことが必要であり、地域ごとに偏りがないう教員の配置を進めています。そのような方針の下、市町村教育委員会の理解を得ながら進めてまいります。

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

小谷野生涯学習推進課長（提案理由、諮問事項について説明）

遠藤委員 人生100年時代の学び直しについては基本的に賛成です。ただ、現在起きているコロナ感染症と同様に、予測不能な状況が起きる可能性があります。今後は、学び直しをリカレント教育に変えて、資格取得など生活に有用な能力を獲得することに転換することが必要ではないかと考えます。例えば、自然災害から命を守るためにはどのような知識・能力が必要なのか、そういった観点も含め、次の生涯学習の方針に取り入れていかなければ地域社会も充実していかないのではないかと感じます。

小谷野生涯学習推進課長 生涯学習を始めるきっかけは様々ですが、委員お話のとおり、これからの学び直しは、自分のものだけでなく、社会にいか還元していくのが重要であると考えます。その点についても生涯学習審議会で議論をお願いしたいと思います。

戸所委員 10年前に県が策定した「埼玉県生涯学習推進指針」に基づいて、それぞれの市町村で三つの柱を基に取組が行われてきましたが、この10年間は何が課題であったのか、これから何が必要なのか、今までの10年間の取組等のPDCAサイクルを確認しなければ、新たな指針を検討することが出来ないと思います。この10年間はどのような仕組みで実施してきたのか、具体的に教えてください。

小谷野生涯学習推進課長 現行の「埼玉県生涯学習推進指針」では、「学びを支える」「学び合いを支える」「学びの成果の活用を支える」の三つの大きな指針を示しました。そしてこれに基づく方策を挙げ、市町村や各団体が取組を行ってきました。この指針は、具体的な数値目標を示しておらず、厳密に評価をすることは難しいですが、県政サポーターアンケートの結果で、生涯学習に対する関心が高まっていることや、講座数の増加などの受け皿の広がりを見ると、県民の生涯学習の意識が大分浸透してきたと感じます。新たな指針では、人生100年時代、グローバル化、ICTの進展、コロナ感染症などを踏まえ、新た

な時代の課題に対する対応や、先ほどの遠藤委員のお話のとおり、新たな考えについて、生涯学習審議会で議論していただきたいと考えております。大きな枠組みの中での考え方を生涯学習審議会で議論していただき、その後、答申を具体化して施策等に結び付けていきたいと考えています。

戸所委員 現行の指針の14、15ページにあるとおり、三つの指針を示し、取組を促すというフレームワークで行ってきたと思いますが、この10年間は、市町村教育委員会など各関係機関をどのように県教育委員会が支えてきたのか分からない部分もあります。諮問事項としてはこれでいいと思いますが、言葉だけは非常にきれいな言葉が並んでおり、どういった課題があり、今後どのようにすべきか、イメージしにくいところもありますので、この10年間をしっかりと踏まえて取り組んでほしいと思います。

小谷野生涯学習推進課長 生涯学習審議会に諮問する際には、今までの10年間の活動について説明し、それを踏まえて議論していただきたいと考えております。

遠藤委員 しっかりとした評価に基づいた答申をしてもらうためにも、今までの10年間の評価が必要だと思います。時代の変化により、今後の10年間で多少方向性が変わることもあるかもしれませんが、本質が変わらないよう今までの10年間の取組の評価が必要だと思います。

石川委員 諮問事項の新たな生涯学習推進の方向性は、「新たな」の部分だけクローズアップされると今までの積み重ねの部分の否定され、新規の内容を打ち出さなくてはいけないのではないかという意識になるかもしれません。そうすると今までのやってきたこと、積み重ねてきたことが生かされない可能性があるため、生涯学習審議会に諮問する際には、今までの経緯を踏まえてどのように活動して、どういった成果があったのか、丁寧に説明し、その延長線で今後の方向性について検討してもらえようお願いします。

小谷野生涯学習推進課長 生涯学習審議会では、いままでの経緯と成果を含め、丁寧に説明をしたいと思います。

伊倉教育長職務代理者 本議案の資料を見ると、高齢者、障害者等のカテゴリー別に考えられているので、生涯学習は学校教育の後に来るものというイメージ

を持ってしまいます。本来であれば、自らの生き甲斐を創出することが重要と  
いうことでの生涯学習の中に、義務教育も一時期としてあるという考え方だ  
と思います。生涯学習審議会で議論をしてもらう際には、学校卒業後だけを考  
えるのではなく、幼児期から小・中・高等学校、大学、社会人、高齢者という人生  
の中で、自分にとって素晴らしい学びをどのように得ていくのか、本質の議論  
をしてもらえるようお願いしたいと思います。単純にイベントや講座を増やす  
のではなく、県民一人一人の人生を豊かにするために生涯学習をいかに有効に  
活用していくのか、生涯学習審議会には、高所から検討をお願いしたいと思います。

小谷野生涯学習推進課長 自ら生涯学ぶというフレームの中に、学校教育、社会  
教育、家庭教育が、手段としてあるとの位置付けを踏まえた上で審議会で議論  
できるようにしたいと思います。

高田教育長 ２ページにあるとおり、前回の生涯学習推進指針を策定してからの  
経過を記載しておりますが、御指摘いただいたとおり、生涯学習審議会に審議  
していただくためにも事前にこの１０年間の活動を総括及び評価を行い、課題  
を洗い出して説明ができるよう県教育委員会としてしっかりと取り組んでまい  
ります。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第 6 5 号議案 令和 3 年度埼玉県指定文化財の指定及び指定解除について 上程  
衛藤文化資源課長（提案理由、新たに埼玉県指定文化財に指定するもの、埼玉県  
指定文化財の指定解除とするものについて説明）

伊倉教育長職務代理者 「秩父川瀬祭の川瀬と屋台の行事」は、子供たちが中心  
となって行っていますが、地域に残していくために地域の方々は様々な努力を  
されていると思います。県の無形民俗文化財に指定されるとどのようなサポー  
トを受けることが出来るのでしょうか。

衛藤文化資源課長 この行事は川瀬祭保存会が行っていますが、その保存会が行  
う記録の保存や伝承者の育成など、保存に必要な行事に対して補助金を交付し

ています。具体的には行事の映像の作成や屋台囃子の講習会の開催、行事で曳き回す屋台等の修理などを補助対象としており、将来に渡ってこのような行事が行えるようサポートしています。

伊倉教育長職務代理者 特に、無形民俗文化財については、県のサポートを行い、子供たちに多く体験してほしいと思います。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 次回委員会の開催予定について

8月11日（水）午前10時

<非公開会議結果>

第63号議案 埼玉県生涯学習審議会委員の任命について

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律及び埼玉県生涯学習審議会条例の規定に基づき、20人の委員を任命することを決定しました。

第64号議案 埼玉県社会教育委員の委嘱について

社会教育法及び埼玉県社会教育委員に関する規則の規定に基づき、20人の委員を委嘱することを決定しました。

第66号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った羽生市立川俣小学校の事務主事（29歳）に対して、3月間停職する懲戒処分を決定しました。

第67号議案 教職員の人事について

県立新座高等学校教頭田部井洋を、8月1日付けで県立狭山清陵高等学校長として発令する人事案を決定しました。